

厚生労働省職業安定局長 殿

総務省行政評価局長

保育所に入所できないことを事由とする育児休業給付金の支給対象期間の  
延長に関する手続及び要件の周知（あっせん）

当省では、総務省設置法（平成 11 年法律第 91 号）第 4 条第 1 項第 15 号に基づき、  
行政機関等の業務に関する苦情の申出につき必要なあっせんを行っています。

当省には、「育児休業給付金の支給対象期間の延長申請には、あらかじめ市町村の保  
育所の入所申込みを行う必要があったが、そのことを知らなかったので、入所申込みを  
行っておらず、申請を断念した」、「延長申請に必要な添付書類である保育所に入所でき  
ないために子の 1 歳の誕生日以後において保育が実施されないことを証明する書類が  
市町村から発行されなかったため、申請を断念した」等の申出が平成 24 年 4 月 1 日か  
ら 27 年 10 月 31 日までの間に全国で 12 件寄せられています。

これら申出について、総務大臣が開催する行政苦情救済推進会議において民間有識者  
の意見を聴取するなどにより検討した結果、当省としては、少子化対策及び仕事と子育て  
の両立支援を図る観点から、次の①から③の措置を講ずる必要があると考えます。

- ① 支給対象期間の延長申請の手続及び要件について、育児休業給付金の受給者（以下  
「受給者」という。）及び事業主に対し、分かりやすく周知すること。
- ② 延長申請においては、保育所の入所不承諾の通知書など当面保育所において保育が  
行われない事実を証明することができる書類等（以下「証明書等」という。）が市町  
村から交付される必要があることについて、市町村に対し、改めて周知を図るととも  
に、協力を求めること。
- ③ 公共職業安定所が、延長申請の要件を確認する際は、引き続き、必要に応じ、市町  
村に対し申請者の子について保育所における保育が行われていない実態の確認を行  
うよう通知すること。

については、貴省において、下記を踏まえ必要な措置を御検討ください。なお、これに  
対する貴省の措置結果等について、平成 29 年 1 月 31 日までにお知らせください。

## 記

### 1 保育が行われないことを事由とする育児休業給付金の支給対象期間の延長の要件等

#### (1) 要件

雇用保険の一般被保険者（以下「被保険者」という。）が、1歳に満たない子を養育するために育児休業をした場合に、育児休業開始日前2年間に、賃金支払基礎日数が11日以上ある完全月が12か月以上あるなど一定の要件を満たす場合には、育児休業給付金の支給を受けることができることとされている。

また、子が1歳に達する日前まで支給できることとされている育児休業給付金は、受給者が、当該給付金の対象となる子について、保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当該子が1歳に達する日後の期間について、当面その実施が行われない場合に、支給対象期間は当該子が1歳6か月に達する日前まで延長されることとされている（雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第101条の11の2第1号）。

この育児休業給付金の支給対象期間の延長要件に該当するためには、市町村に対して保育利用の申込みを行っており、市町村から子が1歳に達する日の翌日において市町村が発行する教育・保育給付を受ける資格を有すると認められない旨の通知又は保育所等の利用ができない旨の通知がなされていることが必要とされている。このため、延長事由及び延長期間の申請等に当たっては、当該通知がなされていることが確認できる「市町村より発行された証明書等」の提出が求められている（「雇用保険に関する業務取扱要領」（平成22年12月28日付け職発1228第4号。以下「業務取扱要領」という。））。

#### (2) 公共職業安定所における取扱い

公共職業安定所（以下「安定所」という。）に対して、保育所等における保育が行われないことを事由とする支給対象期間の延長申請がなされた場合、安定所は、業務取扱要領に基づき、「保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、子が1歳に達する日後の期間について、当面その実施が行われないこと」の確認を次のとおり行うこととされている。

##### 【安定所における確認】

申請者から「市町村より発行された証明書等」を提出させることにより、次のことを確認する（「業務取扱要領 59603 (3) 延長事由及び期間の確認」）。

① 市町村に対する保育利用の申込みに係る子が対象育児休業の子と同一である

こと。

- ② 当該子が1歳に達する日の翌日が保育が実施されないこととされた期間に含まれていること。

なお、安定所では、「市町村より発行された証明書等」の記載のみでは、当該子が1歳の誕生日において保育利用が可能となっていないことが明らかにならない場合には、別途市町村に延長期間に係る証明を求めるよう事業主を通じて被保険者を指導することとされている。

### (3) 受給者及び事業主への周知

育児休業給付金の支給対象期間の延長に関する手続及び要件について、厚生労働省では、パンフレット「育児休業給付の内容及び支給申請手続について 被保険者・事業主のみなさんへ」（以下「パンフレット」という。）及び同省のホームページ上で提供している雇用関係情報「ハローワークインターネットサービス」によって、周知している。

これらパンフレット及びハローワークインターネットサービスについては、次のような状況がみられる。

- パンフレットについては、支給対象期間の延長に関する手続や要件等に特化したものではなく、育児休業給付金の内容やその申請手続、要件等に関する総合的なパンフレットであり、支給対象期間の延長に係る説明は、パンフレットの複数のページに分かれて記載されている。

具体的には、パンフレットの3ページには、「支給対象期間の延長について」の説明があり、「延長事由」について「育児休業の申出に係る子について、保育所における保育の実施を希望し、申込みを行っているが、その子が1歳に達する日後の期間について、当面その実施が行われない場合」と記載され、さらに、ここでいう保育所はいわゆる無認可保育所が含まれないことや「なお、保育所による保育の申込み時期等については、市町村にご確認願います。」と注書きされている。

一方、パンフレットの8ページには「支給対象期間の延長手続」の説明があり、「確認書類」について「市町村が発行した保育所の入所不承諾の通知書など当面保育所において保育が行われない事実を証明することができる書類」とされている。

また、ハローワークインターネットサービスでも、「延長理由」、「手続きの方法」及び「確認書類」について、同様に説明されている。

#### (4) 市町村への協力依頼

厚生労働省は、平成 17 年 3 月 31 日及び 18 年 7 月 5 日の 2 回にわたり、都道府県を通じて市町村に対し、育児休業給付金の支給対象期間の延長申請においては市町村が発行する証明書等が必要であることなどを周知するとともに、その運用に遺漏がないよう協力を求めている（表 1 参照）。

表 1 厚生労働省が都道府県を通じて市町村に協力を求めた通知文書

発 出 年月日	平成 17 年 3 月 31 日	平成 18 年 7 月 5 日
文書名	「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等の一部を改正する法律等の施行について」(平成 17 年 3 月 31 日付け雇児保発第 0331002 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知)	「1 歳以降の育児休業期間に係る育児休業給付（育児休業基本給付金）を申請する際に必要となる「保育所における保育の実施が行われない」事実を証明する書類について」（平成 18 年 7 月 5 日付け雇児保発第 0705002 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）
内 容	育児休業給付金の申請においては、市町村が発行する保育所の入所不承諾の通知書など、当面保育所において保育されない事実を証明することができる書類を提出することとされているので、(略)、管内の市町村並びに関係職員及び関係団体等に周知を図り、その運用に遺漏のないようお願いする。	<p>育児休業給付金の申請に当たり、入所不承諾の通知書（略）など、当面保育所における保育の実施が行われない事実を証明する書類を提出することとされている。</p> <p>しかしながら、一部の市町村においては、入所不承諾の通知書の交付に至っていないが、現実には保育所を利用できない者に対し、当該事実に関する何らかの証明もなされていない結果、育児休業給付金の申請に支障が生じている場合がある。このため、こうした者に対し、子が 1 歳に達する日後の期間について保育が行われない旨の書面の交付等を行うことについて、管内の市町村並びに関係職員及び関係団体等の協力が得られるよう周知を図り、その運用に遺漏のないようお願いする。</p> <p>(略) 育児休業給付金の申請に必要な書類としては、「市町村から、少なくとも、子が 1 歳の誕生日において保育が行われない旨」が明らかにされている書類であれば足り、(略)、「入所不承諾通知書」といった名称の書類である必要はない。</p>

(注) 厚生労働省の通知文書に基づき当局が作成した。

## 2 当省に寄せられた行政相談

### (1) 申出の態様とその原因

平成 24 年 4 月 1 日から 27 年 10 月 31 日までの間に、当省の行政相談窓口に、育児休業給付金の支給対象期間の延長に関する申出が 12 件寄せられている。

これら 12 件の申出の態様とその原因は、次のとおりである。

#### ア 受給者及び事業主への延長申請の受付及び要件の周知不足に係るもの

12 件のうち 9 件については、次の①から③のとおり、受給者及び事業主が延長申請の受付及び要件を知らなかったため、延長申請を断念した、延長が認められなかったとするもの等である。

- ① 保育所の入所申込みが必要であることを承知していなかったことから、入所申込みを行っておらず、延長申請を断念せざるを得なかった（3 件）。
- ② 申請書に添付する証明書等に記載されている保育所の入所希望日は、子の 1 歳の誕生日前の日付でなければならないことを承知していなかったことから、支給対象期間の延長は認められないとされた（5 件）。
- ③ 延長申請の受付及び要件を承知していなかったため、それらを問い合わせた（1 件）。

これらの申出が生じた原因として、次の①及び②のとおり、パンフレット及びハローワークインターネットサービスにおいて、延長申請の受付及び要件が分かりにくい、あるいは受付及び要件の一つが記載されていないことが挙げられる。

- ① 支給対象期間の延長申請に関する説明がパンフレットの複数のページに分かれているため、保育所の入所申込みを行っているが、入所できないために子の 1 歳の誕生日以後において保育が実施されないことを証明する市町村が発行する証明書等が必要であることが分かりにくい。
- ② 証明書等に記載される保育所の入所希望日は子の 1 歳の誕生日前の日付でなければならないが、パンフレット及びハローワークインターネットサービスでは、そのことについての説明はない。

#### イ 育児休業給付金の支給対象期間の延長に係る市町村の配慮不足及び証明書等の不交付に係るもの

12 件のうち 3 件については、次の①から③のとおり、受給者が保育所の入所の相談や申込みを行ったものの、育児休業給付金の支給対象期間の延長に係る市町村の配慮が足りず、自らの保育所の入所手続にこだわる余り、延長に必要な証明書等が発行されなかったため、延長申請を断念した等の申出である。

- ① 市町村の保育所の入所申込手続上、入所希望日を1歳の誕生日以後にせざるを得ないとされた。また、証明書等も発行されなかったため、延長申請を断念せざるを得なかった（事例1）。
- ② 市町村の保育所の入所申込手続上、入所希望日を1歳の誕生日以後にせざるを得ないとされた。保育所の入所希望日の子が1歳の誕生日以後の日付である入所不承諾の通知書などを添付し延長申請をしたが、延長は認められないとされた（事例2）。
- ③ 受給者は、市町村の誤った説明により入所申込みが行われているものと誤解していた。そのことを市町村に申し出たが、延長申請に必要な証明書等は発行されなかった（1件）。

これらの申出が生じた原因については、厚生労働省から都道府県に宛てて発出した平成17年3月及び18年7月の協力依頼（市町村が保育所への入所手続やその取扱いにおいて育児休業給付金の受給に関して配慮すること）が市町村において浸透していないことによる。

## **(2) 子の1歳の誕生日以後において保育が実施されないことの確認に係る安定所の対応の差異**

市町村から発行された証明書等に記載された入所希望日の子の1歳の誕生日以後の日付であることを理由として、安定所から延長が認められないとされたものがある。

その一方で、安定所の中には、証明書等に記載された入所希望日の子の1歳の誕生日以後の日付であったため、一旦は延長が認められないとしたものの、市町村に照会し、当該市町村の保育所の入所手続では入所希望日をやむを得ず子の1歳の誕生日以後の日付とせざるを得なかった事情や子の1歳の誕生日以後において保育が実施されないことを確認し、延長を認めたものがある（事例2）。

**【事例 1】 育児休業給付金の支給対象期間の延長に係る市町村の配慮が不足し、証明書等が交付されなかった事例**

A 市の保育所の入所手続においては、入所日は各月の 1 日とされている（月の途中を入所希望日とする申込みは受け付けられない）。入所申込みの受付は、入所しようとする月の 2 か月前の月末までである。

入所可能年齢を 1 歳としている施設では、入所日（各月 1 日）の時点で 1 歳に達していることが要件とされており、原則として、子の 1 歳の誕生日の翌月の 1 日が入所日となる。ただし、子が 1 歳に達した日から復職を希望する保護者が多いことから、A 市はこれに配慮し、特例として、子の 1 歳の誕生日が 1 日から 15 日までの場合は、その誕生日が属する月の 1 日を入所日とする申込みを受け付けることとしている。一方、子の 1 歳の誕生日が月の 16 日から 31 日までである場合は、A 市の単独事業である「一時預かり事業」が月に 15 日まで利用可能であることから、誕生日からその翌月の 1 日（入所日）までの間に保育所に代えて保育の必要がある場合は、この一時預かり事業を利用することが可能であるとして、入所日は飽くまで子の 1 歳の誕生日の翌月の 1 日とされている。

A 市の住民である相談者は、子の 1 歳の誕生日（6 月 24 日）を入所希望日とする保育所の入所申込みをしようとしたが、A 市からは、誕生日の翌月の 1 日を入所日とする入所申込みしか受け付けられないとされ、保育所に入所できないために子の 1 歳の誕生日以後において保育が実施されないことの証明書等は発行されなかった。

その結果、相談者は、育児休業給付金の支給対象期間の延長申請を断念せざるを得なかった。

（注）A 市及び相談者からの聴取結果に基づき当局が作成した。

**【事例 2】 安定所が子の 1 歳の誕生日以後において保育が実施されないこと等を市町村に確認して延長が認められた事例**

B 区は、保育所の入所に関する取扱いにおいて、2 月及び 3 月には入所させないこととしている。B 区の住民である相談者は、子の 1 歳の誕生日が 3 月 20 日であることから、やむを得ず保育所の入所希望日を子の 1 歳の誕生日以後である 4 月にして入所申込みを行い、B 区が発行する証明書等を添付して安定所に延長申請を行った。

しかし、証明書等に記載されている保育所の入所希望日の子の 1 歳の誕生日以後の日付であったことから、一旦は安定所から延長は認められないとされた。

そこで、相談者が安定所に対し、保育所の入所希望日を子の 1 歳の誕生日以後にせざるを得なかった事情を説明したところ、安定所は、B 区に対し保育所の入所手続等を照会した。その結果、B 区の保育所の入所手続では、相談者は入所希望日を子の 1 歳の誕生日以後にせざるを得なかったことや、保育所に入所できないために子の 1 歳の誕生日以後において保育が実施されない事実が確認できたため、延長が認められた。

（注）安定所及び相談者からの聴取結果に基づき当局が作成した。

### (3) 行政相談を受け付けた地方支分部局の対応

当省に寄せられた相談の申出のうち4件については、当省の地方支分部局（関東管区行政評価局、九州管区行政評価局及び沖縄行政評価事務所）において、平成27年3月から11月にかけて、管内の都道府県労働局（以下「労働局」という。）に改善措置を講ずるようあつせんした。その結果、あつせんを受けた計12労働局においては、i) 管内の安定所に対し、窓口において、育児休業給付金の給付申請者に対し、育児休業給付金の支給対象期間の延長に関する手続及び要件について説明を行うことを徹底するよう指導を図り、また、ii) 厚生労働省本省が作成したパンフレットとは別に、育児休業給付金の支給対象期間の延長申請に限定した手続及び要件をより分かりやすく示した独自のリーフレット又はチラシを新たに作成する等、一定の改善措置が講じられている。

なお、関東管区行政評価局では、あつせんを行った管内の10労働局から平成27年5月に上記改善措置を講じたとする回答を得ているものの、同年11月1日から12月31日までの間、育児休業給付金の支給対象期間の延長が認められなかったとする相談が3件寄せられている。

## 3 改善の必要性

上記1及び2を踏まえ、行政苦情救済推進会議において検討した結果、次の意見があった。

- ① 育児休業給付金の支給対象期間の延長に関する申出が全国的に寄せられている。国が少子化対策に取り組む中、育児休業給付金の支給対象期間の延長に関する手続や要件の周知について、全国的な改善を求めることは極めて大切である。
- ② 厚生労働省本省が作成したパンフレット等については、受給者及び事業主にとって、育児休業給付金の支給対象期間の延長に関する手続や要件が分かりにくいものとなっているのではないか。
- ③ 改善を求めるに当たっては、次の三つについて改善を求めることが望ましい。
  - i 受給者及び事業主に対し、育児休業給付金の支給対象期間の延長に関する手続や要件について周知の徹底を図られるようにする。
  - ii 都道府県や安定所を通じて、市町村に対し、育児休業給付金の支給対象期間の延長に関する手続や延長の要件について周知を図るとともに、保育所の入所申込みの受付に際しての配慮を求める。
  - iii 安定所において、引き続き、申請者の子について保育所による保育が行われないう実態の市町村への照会による確認が必要に応じて行われるようにする。



したがって、厚生労働省は、少子化対策及び仕事と子育ての両立支援を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 支給対象期間の延長に関する手続及び要件について、受給者及び事業主に対し、分かりやすく周知すること。
- ② 延長申請においては、当面保育所において保育が行われないことの証明書等が市町村から交付される必要があることについて、市町村に対し、改めて周知を図るとともに、協力を求めること。
- ③ 安定所が延長申請の要件を確認する際は、引き続き、必要に応じ、市町村に対し申請者の子について保育所における保育が行われない実態の確認を行うよう通知すること。